

項番	旧会則	新会則	変更点
第5章 5-1	<p>本会の会員は以下の2種類とする。</p> <p>正会員 本会の提供するインターネット接続や設備を利用する個人または団体。</p> <p>賛助会員 本会の提供するインターネット接続や設備は利用しないが、本会の活動を賛助するために入会した個人または団体。</p>	<p>本会の会員は以下の<b>3種類</b>とする。</p> <p>正会員 本会の提供するインターネット接続や設備を利用する個人または団体。</p> <p><b>学生会員</b> <b>本会の提供するインターネット接続や設備を利用する個人で、学校教育法の第1条,第124条,第134条に規定されている教育機関に在籍する者。団体の場合は構成員全員が構成員全員が、本項で定める教育機関に在籍している必要があるものとする。</b> <b>日本国外の教育機関に在籍している者については、学生会員として認めるかどうか個別に判断するものとする。</b></p> <p>賛助会員 本会の提供するインターネット接続や設備は利用しないが、本会の活動を賛助するために入会した個人または団体。</p>	学生会員制度新設に伴う追記
第5章 5-2	<p>本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人または団体は、本会所定の書式による入会届を提出するものとする。</p> <p>運営委員の3分の2以上の賛成を以って賛助会員又は正会員としての入会を認めるものとする。</p>	<p>本会の趣旨に賛同し入会を希望する個人または団体は、本会所定の書式による入会届を提出するものとする。</p> <p>運営委員の3分の2以上の賛成を以って<b>賛助会員、正会員又は学生会員</b>としての入会を認めるものとする。</p>	学生会員制度新設に伴う追記
第5章 5-4	5. その他、運営委員が本会の会員として不適切だと判断した会員	<p><b>5. 正当な理由なく会費の支払いを3ヶ月以上怠り、改善の見込みの無い者。</b></p> <p><b>6. その他、運営委員が本会の会員として不適切だと判断した会員</b></p>	会費の滞納を除名理由に追記

第6章	<p>本会の会費は無料とする。</p> <p>本会の活動に必要な費用は会員からの寄付によるものとする。</p>	<p><b>本会の活動に必要な費用は会員が支払う年会費と会員からの寄付によるものとする。</b></p> <p><b>正会員は本規約に定めるところに従い、年会費を納めなければならない。</b></p> <p><b>学生会員、正当な理由があり本会が認めたものは会費の支払いを免除するものとする。</b></p> <p><b>6-1. 金額</b></p> <p>会費は年会費制とし、原則として一括払いとする。</p> <p>正当な理由があり、本会が認めた場合は分割払いを認めるものとする。</p> <p>(1) 正会員 年会費 12,000円</p> <p>(2) 学生会員 年会費 無料</p> <p><b>6-2 支払方法</b></p> <p>会費は当団体の定める方法にて、日本円で支払わなければならない。</p> <p><b>6-3. 支払日</b></p> <p>会費の支払い日は以下の通りとする。</p> <p>学生会員が正会員になった際は、正会員になった翌月末までに初年度の会費を支払うものとする。</p> <p><b>初年度：入会翌月末迄</b></p> <p><b>次年度以降：前回の会費支払から12カ月後の末日迄</b></p> <p><b>6-4. 返金</b></p> <p>既に納入した会費については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。</p>	会費制度の新設に伴い詳細を追記
第7章 7-1	<p>本会には次の種別、定数の役員を定める。</p> <p>会長：1名</p> <p>副会長：1名</p> <p>運営委員：3名以上</p>	<p>本会には次の種別、定数の役員を定める。</p> <p>会長：1名</p> <p>副会長：1名</p> <p><b>会計：1名</b></p> <p>運営委員：3名以上</p>	会費制度の新設に伴い会計担当を新設
第9章 9-1	<p>本会の資産は以下のものとする。</p> <p>寄付を受けた金品</p> <p>活動に伴う収入益</p> <p>資産から生じる収入益</p>	<p>本会の資産は以下のものとする。</p> <p>寄付を受けた金品</p> <p><b>会員が支払った年会費</b></p> <p>活動に伴う収入益</p> <p>資産から生じる収入益</p>	会費制度の新設に伴い年会費を追記
9-3	<p>本会の資産は会長が管理し、その用途については運営委員会の議決をもって決定するものとする。</p>	<p>本会の資産は<b>会計担当</b>が管理し、その用途については運営委員会の議決をもって決定するものとする。</p>	資産の管理を会計担当に変更
9-5	-	<p><b>9-5. 会計報告</b></p> <p><b>本会の1年間の収支は、毎年4月末を目途に公開するものとする</b></p>	会費制度の新設に伴い、会計に透明性を期すため、会計報告を追記